

会員各位

平成 30 年 7 月 17 日

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

身体障害者程度等等級表の解説について等の一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」 等の一部改正について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について、厚生労働省関係所管部等から都道府県知事等あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町 3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(健Ⅱ65)

平成30年6月21日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本 純



「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」等
の一部改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、身体障害者福祉法施行規則で定められている視覚障害の身体障害認定基準等が一部改正され、本年7月1日より適用されることから、別添のとおり厚生労働省より各都道府県知事等宛通知がなされました。

本改正の主な内容は別添の参考資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

【添付資料】

通知

- ・「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の一部改正について
- ・「身体障害認定基準の取り扱い（身体障害認定要領）について」の一部改正について
- ・「身体障害認定基準等取扱に関する疑義について」の一部改正について
- ・「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」の一部改正について

参考

- ・視覚障害の身体障害認定基準の見直しについて

